

MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2023 年 5 月号 (第 207 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ 特 集

- ◆ 中国の地方政府債務の現状とリスク分析
MUFG バンク (中国) 有限公司 リサーチ&アドバイザリー部 1
- ◆ 中国における事業再編、人員削減における人事労務実務の現状
コチコンサルティング (上海) 有限公司 7

■ 経 済

- ◆ 定年延長は労働力減少対策に有効も、課題は山積
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 調査部 11

■ 人民元レポート

- ◆ 人民銀はデフレ懸念を否定
三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ 14

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：「中華人民共和国増値税法（草案）」の初回審議
KPMG 中国 17
- ◆ 法務：中国会社法改正草案の要点と日系企業への影響
金杜法律事務所 23
- ◆ 日系企業のための中国法令・政策の動き
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザリー事業部 28

■ 主要経済指標

- 三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部 30

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク



中国の地方政府債務の現状とリスク分析

MUFG バンク (中国) 有限公司
リサーチ&アドバイザリー部
于瑛琪

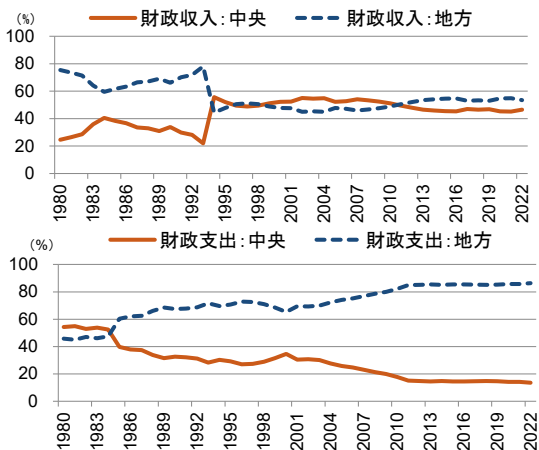
2022 年は、新型コロナウイルス (以下、「コロナ」) 感染拡大によって中国経済の下押し圧力が高まり、減税措置が実施されたことで税収は減少した。これに加え、不動産市場の冷え込みが続き、地方政府の重要な財源である土地譲渡金収入は大幅に減少した。また、コロナ対策や民生分野関連の財政支出が増加したため、地方政府の財政収支が逼迫するという問題が顕在化している。中央政府と地方政府の税収配分におけるアンバランスは中国の財政体制における最大級の課題であり、地方政府債務リスクを形成した背景でもある。本稿では、中国の財政体制問題について解説し、地方政府の「隠れ債務問題」と「土地財政問題」の現状とリスクを分析する。

中国財政体制における中央政府と地方政府のアンバランス問題

1994 年「分税制」改革が行われ、税収を中央税、地方税と中央地方共有税に分ける税収体制となり、必要に応じて地方交付金 (中央対地方の還付と移転支出) が交付されることとなった。分税制改革により地方政府の財政収入の構成比は 2 割程度減少し、50%前後に低下する一方、財政支出が増え、2010 年以降は 80%以上を負担している (図表 1)。1978 年からの改革開放以降、東南沿岸部と内陸部の地域差が拡大し、「分税制」改革は地域間の格差を解消するための側面はあるものの、中央政府と地方政府の財力における新たなアンバランスを形成した。

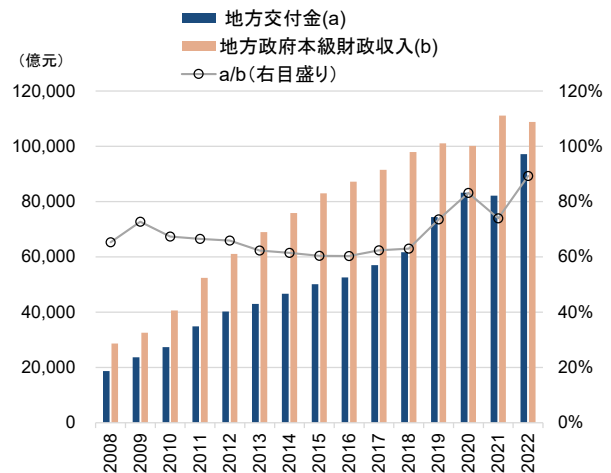
地方政府は民生の安定、社会の運営及び成長の促進といった様々な責任を負っているが、それに見合う財政収入はなかった。また、地方政府債券の発行は 2014 年まで認められていなかったこともあり (2014 年に認められたのは 10 省・市)、地方交付金に依存せざるを得ない状況にあった。地方交付金の地方政府本級財政収入 (地方交付金以外の収入) に対する比率は 60~70%前後で推移したが、2018 年以降、その比率は上昇している (図表 2)。2022 年の地方政府本級財政収入は 10 兆 8819 億元、地方交付金は 9 兆 7145 億元であり、地方政府本級財政収入の 89.2%にも相当する。しかし、地方交付金を受けたとしても必要な財政支出を全て賄うことができない状況が多く、地方政府は様々な方法を通じて財源捻出を図り、最終的には「隠れ債務問題」と「土地財政問題」を形成し、地方政府の債務リスクにつながった。

【図表 1】 地方政府財力の仕組み



(出所) 財政部より MUFG バンク (中国) 中国調査室作成

【図表 2】 地方交付金と地方本級財政収入の関係

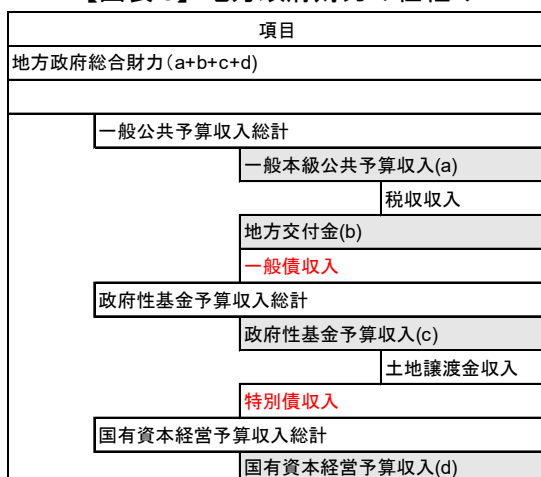


(出所) 財政部より MUFG バンク (中国) 中国調査室作成

地方政府の「隠れ債務」問題

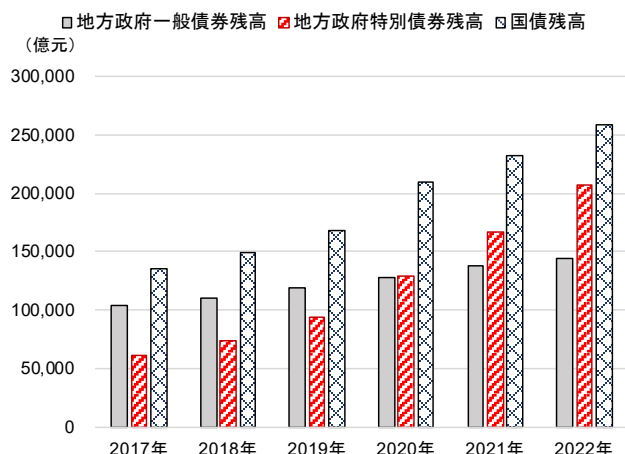
中国の地方政府総合財力は、主に、一般本級公共预算収入、地方交付金、政府性基金予算収入、国有資本経営予算収入の4つの部分から構成される(図表3)。2014年まで、地方政府は自主的に地方政府債券を発行することはできなかったため、地方政府は融資プラットフォーム(Local Government Financing Vehicle) (以下、「LGFV」という)を通じてインフラ建設などに必要な資金を調達した。LGFVの債務は、表向きには企業債務とされるが、実際には地方政府が返済を担保する「隠れ債務」である。2014年に「予算法」が改定されてから、地方政府は予算枠内で地方政府一般債券と特別債券を自主的に発行できるようになった。地方政府一般債券は一般公共支出を賄うためのもので、地方政府特別債券は建設工事やインフラ関連のプロジェクトの資金調達手段で、政府性基金予算収入に組み入れられている。地方政府特別債券は従来のLGFV機能の一部を肩代わりさせるために考案したものと見える。

【図表 3】 地方政府財力の仕組み



(出所) 公開資料より MUFG バンク (中国) 中国調査室作成

【図表 4】 政府債務残高の推移



(出所) 財政部より MUFG バンク (中国) 中国調査室作成

「予算法」が改定された後、地方政府は2014年以前の一部の「隠れ債務」(公共性プロジェクト関連債務が中心)を地方政府債券へ置き換えた。2015年から2019年まで地方政府は累計で12兆元

以上の置換債券（「隠れ債務」を地方政府債券に置き換えた部分）を発行し、2015 年以前に形成した「隠れ債務」を地方政府債券に置き換え、2015 年以前の「隠れ債務」が名目上は消滅した。2022 年末時点で、中国の国債残高は 25 兆元、地方政府債券残高は 35 兆元、合計で 60 兆元の政府債務を抱えている（図表 4）。

「予算法」の改定は、中央政府と地方政府の収支におけるアンバランス問題の解決にならなかったため、新たな「隠れ債務」は増加し続けている。地方政府はインフラ建設に必要な資金を地方政府債券だけでは賄えず、社会資本を公共建設に導入するような官民連携事業（PPP）や政府購買方式を実施し、新たな政府の「隠れ債務」を生じさせたとみられる。それに加え、LGFV も依然として地方政府の「暗黙の保証」で資金調達している。2022 年末に、LGFV の債務残高（企業債、手形融資、銀行借入など）は 60 兆元近くある。「隠れ債務」の定義はあいまいなため、統計基準の違いにより、「隠れ債務」の規模の計算結果には差異がある。国際通貨基金（IMF）の推計によると、2020 年に地方政府の「隠れ債務」は 58 兆元、そのうち、LGFV の債務は「隠れ債務」の主要な構成要素になっているという。

地方政府の「土地財政問題」

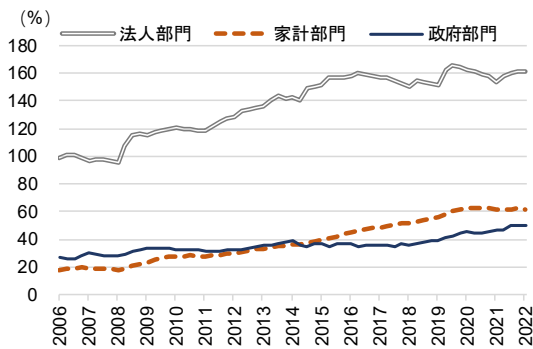
地方政府の「土地財政問題」とは、不動産関連収入に対する地方政府の依存度が高すぎ、歪みが生じていることを指す。地方政府の不動産関連収入は、不動産関連税収（都市土地使用税、不動産税、土地増値税、契約税）及び土地譲渡金収入から構成される。前者は一般公共予算収入の 10.3%、後者は政府性基金予算収入の 80%前後を占める。土地譲渡金収入は、政府性基金予算収入の一部として一般公共予算収入とは別枠で、土地譲渡金収入は原則的に、土地譲渡関連支出（土地の備蓄、立ち退き賠償金など）、公共的なバラック改築関連支出などに使用される。ただし、地方政府は土地譲渡金収入を一般財政支出に補填するケースも多い。地方政府にとっては、土地譲渡金収入は国有資源の使用権を資金に転換するもので、政府の債務にならないため、地方政府の収入補填として都合がよい方法とみられる。このように、近年、不動産関連税収と土地譲渡金収入の合計が地方政府総合財力に占める割合は 25.0%前後と高水準で推移している。土地価格が上昇し、土地開発が盛んであった時代に、地方政府は「土地財政」で資金繰りを維持してきたが、それは持続可能な成長モデルではなく、「諸刃の剣」であった。2022 年に不動産市場が減速すると、地方政府の土地譲渡金収入が激減し、地方政府の財政の逼迫に拍車をかけた。

地方政府債券の発行許可は地方政府財政の健全化を図るためのもので、地方政府を「土地財政」体質から脱却させる目的もあるが、「土地財政」に対する依存は体制上、所有権の問題にも絡むので、その解決には時間を要する。

実体経済債務負担の国際比較

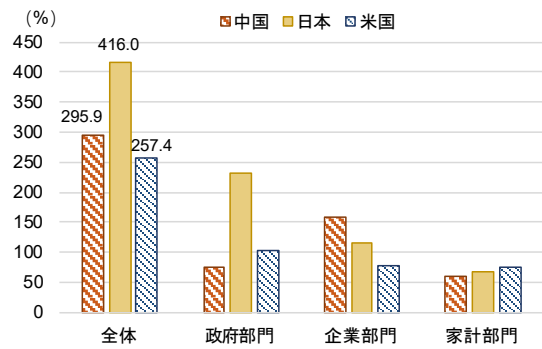
国際比較でみると、国際決済銀行（BIS）の統計では、2022 年 9 月末時点、中国の実体経済全体のレバレッジ比率（債務残高の対 GDP 比）は 295.9%で、米国の同比率を超えているが、日本よりは低い。中国の企業部門のレバレッジ比率は日米を大きく上回り、「隠れ債務」が含まれている。中国社会科学院国家資産負債表研究センター（CNBS）によると、企業部門債務のうち、国有企業債務が占める割合は 60~70%であり、さらに LGFV の債務が国有企業債務の 50%を占めている。仮に国有企業債務を広義の政府債務と定義した場合、中国政府部門のレバレッジ比率は企業部門を上回ることとなる。

【図表 5】中国の実体経済債務対 GDP 比の推移



(出所) CNBS より MUFG バンク (中国) 中国調査室作成

【図表 6】実体経済債務対 GDP 比の国際比較

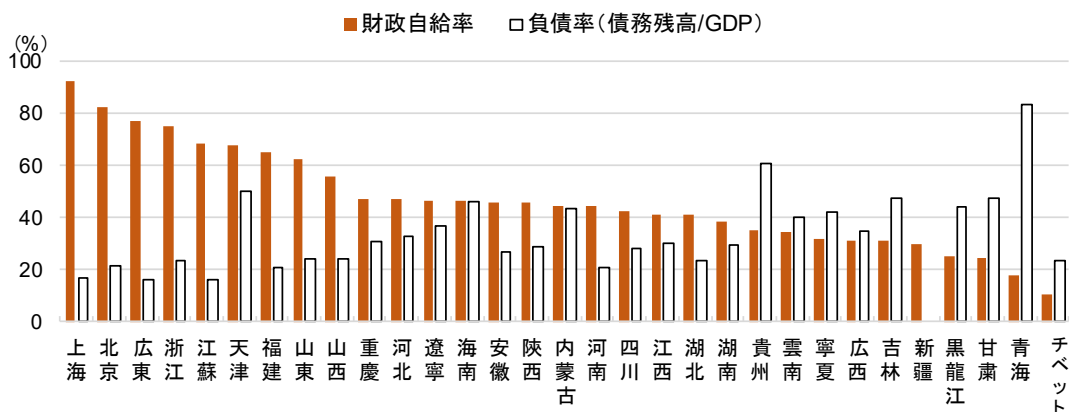


(出所) BIS より MUFG バンク (中国) 中国調査室作成

地方政府債務リスクの現状と対策

2020 年のコロナ感染拡大以降、景気減速と不動産市場の冷え込みにより、地方政府の財政逼迫問題は一段と深刻化した。地方政府の財政逼迫問題が現れたのは東北部地域、中西部地域に集中している (図表 7)。これに対し、中央政府は地方政府の債務問題の解決に向けて、以下に挙げる 1~4 のような措置を講じている。

【図表 7】地方政府の債務負担 (2021 年)



(注) 新疆の負債率データは掲載していない

(出所) WIND Information より MUFG バンク (中国) 中国調査室作成

1. 地方政府の財政再建

2016 年に発表された「応急処置対策」は、市県の財政再建の条件と方式について明確化している。東北部地域にある黒龍江省鶴崗市は資源型発展都市であったため、資源の枯渇によって人口が流出し、地方政府債務規模の拡大に伴い、元本利息の返済が困難な状況となった。2021 年 12 月、鶴崗市は「財政再建計画」の対象となり、財源の開拓、政府資産の処理や省政府に対する救済の申請といった措置を行った。

2. 中央政府による地方交付金の一時的な拠出

2022 年の景気減速、不動産市場の低迷による財政収入の減少に加え、コロナ対策のための公共支出が急増した。財政部は「三保 (基本的民生の保障、給料の保障、政府運営の保障)」を掲げ、8,533 億元の一時的な地方交付金を拠出し、地方政府の財政逼迫問題を支援した。

3. 債務の繰り延べ

中央政府は資金繰りが悪化した LGFV の債務再編に協力するよう金融機関に呼びかけている。

2022 年 12 月、貴州省政府傘下の LGFV である遵義道橋建設集団は債務再編の実施を公表し、銀行借入の 155 億 9400 万元の返済を 20 年繰り延べるとした。債権銀行との交渉に、貴州省政府が介入し、金融機関に協力を要請した。

4. 国有資産の活性化

「国務院の 2021 年国有資産管理状況の総合報告」によると、2021 年末、地方非金融国有企業資産総額は 206 兆元、負債総額は 130 兆元 (LGFV の債務を含む)、平均資産負債比率は 62.8%となった。金額ベースで見ると、地方政府が国有企業の資産を利用して LGFV の債務を返済することは可能である。中央政府は 2022 年 5 月に「国有資産のさらなる活性化による有効投資の拡大に関する意見」を公開し、国有資産の活性化に関する一連の提案が盛り込まれた。具体的には、国有資産の売却あるいは賃貸、インフラ施設の不動産投資信託 (REITs) や不良資産処理に対する金融資産管理会社 (AMC) の導入といった措置が挙げられた。2022 年の非税収入は前年同期比 24.4%増の 3 兆 7090 億元に達したが、その主要な部分は国有資産の活用化による収入であると財政部が説明した。

地方政府債務リスクの対応策から、中央政府の主導力を弱めない前提で地方政府の債務問題を解決しようとするスタンスが読み取れる。LGFV の債務のリスク事件は地方政府の信用力を低下させると懸念されるが、地方政府の債務は実質的に中央政府が負担するため、国家の信用力に関わっている。中国の政府債務の 98%は国内債務であるため、デフォルトによる国際市場への影響は限定的と思われる。これまで、投資がけん引する高度成長期に、地方政府が多額な債務を抱えるようになったが、それと同時に、巨額の投資によって産業パーク、インフラ施設などの国有資産も形成された。経済成長モデルが転換される中で、地方政府がこれらの国有資産の利用効率の向上により、債務再編や新たな成長エンジンを創出することが期待される。

(執筆者連絡先)

MUFG バンク (中国) 有限公司

リサーチ&アドバイザー一部 中国調査室

北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階

照会先：于瑛琪

E-mail: yu_yingqi_002@cn.mufg.jp

本報告書は、情報提供のみを目的として、MUFG バンク（中国）有限公司（以下「当行」）が作成したものであり、その使用又は配布が法律や法規への違反に該当するあらゆる管轄又は国における個人又は組織への使用又は配布を意図したものではありません。本報告書をお客様に公表する前において、当行及び／又は当行関係者／組織は、本報告書に含まれる情報を利用、又はそれに基づいて行動することができます。

本報告書に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品若しくは投資商品の購入若しくは売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。

本報告書は、情報提供のみを目的として作成されており、特定の受領者の具体的な需要、財務状況、又は投資目的への対応を意図するものではありません。

本報告書は、信頼しうるとみなされる情報源から入手した情報に基づいて作成したのですが、正確性を保証するものではなく、受領者自身の判断に代わるものとみなされるべきではありません。受領者においては、適切に、独立した専門的、法律、財務、税務、投資、又はその他のアドバイスを別途取得する必要があります。

本報告書は、アナリスト自身の見解に基づいているため、当行の公式な見解を示すものではありません。本報告書に含まれる全体的見解（あらゆる声明及び予測を含む）は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性は保証いたしかねます。本報告書は、不完全又は要約の場合もあり、本報告書に言及される組織に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行（含む本店、支店）及び関連会社のいずれも、本報告書を更新する義務を負いません。

過去の実績は将来の業績を保証するものではありません。本報告書において言及されるいかなる商品の業績予測も、必ずしも将来実現する又は実現しうる業績を示すものではありません。

当行及び／又はその取締役、役員並びに従業員は、当該取引への関与に当たり、随時、本報告書に言及された関連証券又は関連金融商品において、利益を有すること及び／又は引受を承諾すること、及び／又は当該証券若しくは関連金融商品を保留若しくは保有することがあります。さらに、当行は、本報告書に言及されたいずれかの会社と関係を有する（例えば関連会社、戦略パートナー等）こと、若しくは有していたこと、又はコーポレート・ファイナンス若しくはその他のサービスを提供すること、若しくは提供していたことの可能性もあります。

本報告書に含まれる情報は当行が信頼しうると判断した情報源から入手したものでありますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務も負いません。したがって、本報告書に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び／又は保証に依拠するものではありません。当行（含む本店、支店）及び関連会社並びに情報提供者は、本報告書の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的、間接的及び／又は結果的な損失若しくは損害について、いかなる責任も負いません。

当行は、本報告書の著作権を保有しており、当行の書面による同意なしに本報告書の一部又は全部を複製又は再配布することは禁止されています。当行（含む本店、支店）又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任も一切負いません。

MUFG バンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザリー部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先：石洪 TEL: 010-6590-8888ext.214



中国における事業再編、人員削減における人事労務実務の現状

コチコンサルティング (上海) 有限公司
 総経理 畑伴子

直近の雇用環境

2023 年 3 月 5 日から 13 日まで開催された第 14 期全国人民代表大会第 1 回会議における「2023 年度国民経済・社会発展計画案報告」の 2023 年の主要所期目標では、国内総生産 (GDP) 成長率目標は 2022 年所期目標の 5.5%前後から 5.0%前後へと引き下げるとともに、雇用確保が人事労務政策の主要政策目標として強調された。また、都市部の新規就業者数の目標値は 2022 年実績の 1,206 万人を下回る 1,200 万人前後とされ、都市部失業率の目標は 5.5%前後に据え置かれた。2023 年も、ゼロコロナ政策による上海市の 2 カ月にわたるロックダウンをはじめ、各所で封鎖措置がとられ、GDP 成長率が 3.0%に着地した 2022 年同様の厳しい雇用環境が予測されていることがうかがえる。

【図 1 2023 年所期目標 (雇用関連抜粋)】

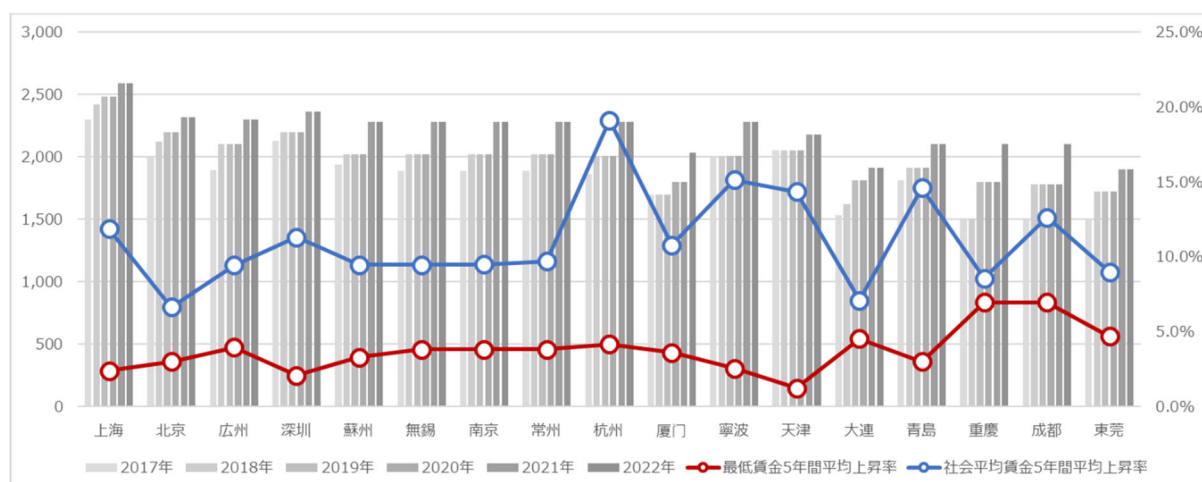
	2023年計画	2022年実績	2022年計画	2021年実績	2021年計画	2020年実績	2019年実績
経済発展							
国内総生産成長率	5.0%前後	3.00%	5.5%前後	8.10%	6.0%以上	2.30%	6.10%
就業							
都市部新規就業者数	1,200万人	1,206万人	1,100万人	1,269万人	1,100万	1,186万人	1,352万人
都市部登録失業率	5.5%前後	5.50%	5.5%以下	5.10%	5.5%程度	5.20%	3.60%

(出所)「2023 年中国主要発展預期目標」を基にコチコンサルティング作成

近年、在中国日系企業の経営課題として、人件費の高騰が挙げられ続けている (注 1)。図 2 は主要都市の直近 5 年間の最低賃金とその上昇率と社会平均賃金の上昇率の平均値である。最低賃金の上昇率は重慶、成都を除く各都市で 3%前後に抑えられているが、賃金分配の結果である社会平均賃金は 10%前後で推移している (注 2)。直近 5 年間の GDP 成長率は平均 5.3%であり、最低賃金政策などで賃金高騰の抑制が図られているにもかかわらず、実勢賃金は経済成長を大きく上回り、上昇している実態が表れていると考えられる。

このような雇用環境下のコロナ禍、米中貿易摩擦、国有企業の景気悪化による消費の冷え込みなどの影響により、2022 年以降、在中国日系企業でも事業再編、人員削減に踏み切る企業が増加している。必ずしも事業規模の縮小が目的ではなく、製造部門の合理化を図り、中国国内市場における営業を強化する動きや、国内市場向け製品開発を目的とした研究開発機能を強化するための事業分割などの再編事例も少なくない。

【図2 直近5年間の最低賃金（人民币元）、最低賃金平均上昇率、社会平均賃金平均上昇率】



(出所) ■最低賃金：各地人力資源和社会保障局、■平均賃金：各地統計局、■5年平均成長率：コチコンサルティングにて計算、5年平均成長率=【(2022年/2017年)^{1/5}-1】×100%

事業再編時の人事労務実務

●雇用側意向による労働契約の解除

事業再編は、環境規制等による事業所移転、事業規模縮小による人員削減、事業体制変更による法人の分割・統廃合、資本変更による持分譲渡、事業撤退による事業譲渡・事業清算などに類型される。事業所移転や持分譲渡では雇用に変更はなく、労働契約は現状のままの維持が可能であるが、その他の場合は“雇用側意向による労働契約の解除”が伴うこととなる。

【図3 雇用側意向による労働契約解除】

雇用側意向による労働契約解除が可能な状況	30日前通知	経済補償金
1 試用期間に採用条件に適合しないことが証明された場合	不要	不要
2 雇用者の規則制度に重大な違反をした場合		
3 重大な職務上の過失または私利的不正行為により雇用企業に損害をもたらした場合		
4 兼業により業務任務に重大な影響を与える/改善しない場合		
5 労働契約が詐欺、脅迫の手段として強要して締結された場合		
6 法による刑事責任を追及された場合		
7 労働契約協議解除が成立した場合（労働契約法第36条）		
8 医療期間満了後も元の職場に復帰できない+別途手配した職務にも従事できない場合	要	要
9 業務に耐え得ず、研修教育または業務職位調整を経ても業務に耐えないことが証明された場合		
10 労働契約締結時の客観的な状況の変化が生じたことにより労働契約の履行ができなくなり、雇用者と労働者が労働契約約定内容変更の協議合意に達しなかった場合（労働契約法第40条3項）		
11 労働契約法第41条（リストラ条項）に適合する場合		

(出所) 労働契約法第26条、第39条、第40条、第41条を基にコチコンサルティング作成

さまざまな事業環境の変化に対応し、人員削減を行う場合、リストラ条項と言われる労働契約法第41条の適用が検討される。しかし、多くの場合、労働部門の正式なリストラ認定は得られず、労働者との協議により円満に解決することを指導される。

●労働契約締結時の客観状況の重大変化

労働契約法第 41 条（リストラ条項）の条件を満たさない場合、労働契約法第 40 条 3 項（“労働契約締結時の客観状況の重大変化”を理由とした労働契約解除）が選択肢となる。この場合、“客観状況の重大変化”と“労働者との協議実施”が争点となる。

中国労働契約法第 40 条

下記の状況のいずれかがある場合、使用者は 30 日前までに書面により労働者本人に通知するか、又は労働者に対し 1 カ月の賃金を余分に支給した後、労働契約を解除することができる。

(3) 労働契約の締結時に依拠した客観的な状況に重大な変化が起こり、労働契約の履行が不可能となり、使用者と労働者が協議を経ても労働契約の内容変更について合意できなかった場合。

“客観状況の重大変化”とは

- ①地震、火災、水害等の自然災害による不可抗力
- ②法律法規、政策変化による資産移転、操業停止などの重大変化
- ③特許経営性企業の経営範囲などの変更

とされている（注 3）。分公司の閉鎖、重大業務の停止、移転は、判例で重大変化と裁定されるケースが多い。現在、事業環境変化により人員削減を余儀なくされているケースが多く見られるが、これらのケースの大半は当該事業環境の変化が“客観状況の重大変化”にあたらぬと判断されるケースが多い。

事例 労働契約締結時の客観状況の重大変化による労働契約解除

塾などの学外教育業界は、コロナ禍と“双减政策”（学校教育水準引き上げと学外教育の規範化のため、宿題と塾の 2 つを減少させるとする政策）により事業に多大な影響が出た。これを事前予測することは不可能だったため、これらの事業に関わる人員の労働契約解除は“労働契約の客観状況の重大変化”によるものと判断された。

※コロナ禍のみを客観状況の重大変化とすることはできず、地域全体や業種全体に広く共通の事象が発生していなければ、一般的に客観状況の重大変化とは見なされない。

事業環境変化により労働契約履行が困難であるにも関わらず、“客観状況の重大変化”と見なされない場合は、経済補償金（注 4）の積み増し等で契約解除への同意を取得する（労働契約法 36 条）か、経済賠償金（法定経済補償金の 2 倍）を支払い、不当解雇を実施するか（元の労働契約の履行が不可能な状況の形成が必要）の選択となる。

実務上は、労働契約法第 40 条 3 項の適用により労働契約を会社側が一方的に解除した場合、多くの労働者は労働紛争仲裁機構または人民法院に提訴し、同機構や人民法院ではまず調停員による調停が実施される。調停による経済補償金の積み増し協議にて協議一致に至り、裁判による仲裁を回避するケースも少なくない。

更に、留意点として、“労働者との協議実施”とは、会社が代替の職を提示し、労働者が新たな職務提示に応じない証拠の確保が必要となる。よって、多くの場合、労働契約法第 36 条の労働者との協議一致による労働契約解除が実施されるが、協議一致とは経済補償金の積み増しによる協議一致が一般的であり、労働契約解除のコスト負担が増大することになる。

●一時帰休の活用

コロナ禍により操業停止を余儀なくされた期間、一時帰休の措置を採用する企業が多く発生した。

一時帰休は、特定職務全体（部門全体、ライン全体等）が帰休に入る場合は基本的に従業員の同意は不要であり、経営側の判断による実施が可能とされている。一時帰休時の賃金は、2 賃金周期以降（地域により規定が異なるが、一般的に 2 カ月目以降）は通常賃金の支払いは不要となり、生活費（注 5）の支給に代替される。一時帰休を執行できる状況の場合、労働者との協議において、経済補償金の金額の交渉で同意を取得できるケースが多い。

●労働契約解除時に噴出する人事労務管理の瑕疵

労働契約解除の交渉時において、労働者から、過去の残業代の不払い（基数計算の誤りによる支給不足、管理職への残業手当不払いが多発）や社会保険料の納付漏れ、納付不足の補填を要請されるケースが多々発生している。事業再編による労働契約解除の可能性がある場合、あらかじめ人事労務管理の瑕疵を検証しておく必要がある。

事業環境変化への備え

在中国日系企業では、進出からの業務履歴が 20 年を超える企業も多い。また日系企業では従業員の離職率が非日系企業との比較において極端に低く、長期就労者が多いのが特徴である。これらの状況から、事業再編時に労働契約を解除する場合、長年の年功序列型賃金制度で賃金が上昇してきた従業員に対して支払わなければならない経済補償金の金額が高額となる傾向が顕著である。業績評価により必要な人材を見極め、処遇する人事制度により適正な人員配置と人件費分配制度に修正する必要がある。

もう 1 点は、事業再編時の日系企業の課題として、変化の激しい事業環境下で、変革をリードする中国人リーダーが不在の企業が多いことが挙げられる。事業再編時には、一定規模の人員の報酬、福利、労働条件などに変化が発生するため、対象者のコンセンサスを適正な方向にリードできるリーダーの存在が再編業務の可否を決めると言っても過言ではない。事業再編に関わらず、変化する事業環境に適合・先取して中国事業を推進するためには、中国人経営幹部の発掘、育成が在中国日系企業の重要な経営課題と思われる。

注 1：JETRO 海外進出日系企業実態調査

注 2：一部地域では社会平均賃金の統計方法の変更により実勢との差異があるものと考えられる。

注 3：労働争議案件法律適用問題の解答第 12 条／北京市高級人民法院、北京市労働人事争議仲裁委員会／2017 年

注 4：計算方式は「直近 12 カ月の金銭性所得の 1/12 を基数とし、在職年数を乗ずる」

注 5：生活費は全国で統一された基準はなく、各省市区で異なる。

上海市：労使双方が協議の上で約定できるが、市で規定されている最低賃金を下回ってはならない。

北京市：市で規定されている最低賃金を下回ってはならない。

江蘇省・広東省など：当地の最低給与の 80%を生活費として従業員に支給する。

山東省・四川省など：当地の最低給与の 70%を生活費として従業員に支給する。

(執筆者連絡先)

コチコンサルティング (可馳企業管理諮詢) (上海) 有限公司 総経理 畑伴子

E-mail: info@cochicon.com ホームページ: http://www.cochicon.com



定年延長は労働力減少対策に有効も、課題は山積

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
調査部
研究員 丸山健太

1. 政府は定年延長を模索

中国国家统计局は、2022 年末時点の人口が 61 年ぶりに減少したと発表した。15~64 歳の生産年齢人口は、2013 年にすでに減少に転じており、今後、労働力の減少ペースは一段と加速し、経済成長の鈍化が懸念される。企業の間では、ロボットの活用による省力化などを通じ、生産性を向上させることで成長力の維持を図る動きが広がっているが、政府は定年の延長を実施し、高齢者の労働力を確保することで、予想される労働力不足に対処しようとしている。

中国では現在、労働関連の法令で定年年齢が定められており、男性の定年は 60 歳、女性は非管理職が 50 歳、管理職が 55 歳となっている。定年と同時に年金の支給が始まり、基本的には賃金労働から引退して孫の面倒をみるなど、家庭内での役割を果たしながら、ゆっくりとした老後を過ごす人が多い。

こうした中、政府は 2021 年に公表した第 14 次 5 ヶ年計画で定年年齢を徐々に引き上げる方針を示し、2022 年 3 月には江蘇省で定年延長が試験的に導入された。2022 年末の中央経済工作会议でも時宜(じぎ)を得た定年延長の実施を公約しており、今後、強い反対の動きがなければ、全国的に定年延長が実施される見込みである。今のところ、2023 年中に具体的な政策内容が公表される公算が大きく、2025 年から徐々に定年年齢を引き上げ、男女とも 65 歳を定年年齢とするとの見方が支配的である。

2. 定年延長は労働力減少対策として有効

定年延長は労働力減少への有効な対策となる。定年延長が労働力人口をどの程度増加させるかをみるために、労働参加率(男女別・年齢階級別)を日本と同様の傾向になると仮定し、2050 年時点で定年年齢が現行のままだった場合と、2045 年までに定年年齢が男女とも 65 歳まで引き上げられた場合の 2050 年の中国の労働力人口を推計した(図表 1)。なお、対象年を 2050 年としたのは、政府に近い有力な研究者などが 2045 年までに定年年齢を 65 歳に引き上げるべきとの提言を公表していることを参考にした¹。

推計によると²、2020 年の労働力人口は 7.8 億人だったが、定年延長を実施しない場合、2050 年の労働力人口は 5.6 億人(2020 年比 28.8%減)まで減少する見込みである。中国の労働力人口が 2050 年にかけて減少する背景には、少子化の影響に加えて、定年退職者の急増がある(図表 2)。中国では、多くの餓死者を出した大躍進政策が終了した後の 1962 年から 1973 年までが第 2 次ベビーブームと呼ばれ、年平均 2,650 万人の子供が生まれた。2020 年代は、この世代が一斉に定年を迎える時期に当たる。また、第 2 次ベビーブーム世代が子供を持った 1986 年から 1990 年は第 3 次ベビーブ

¹ 例えば、2012 年に人的資源・社会保障部社会保障研究所の所長・何平氏が定年年齢を 2045 年までに 65 歳へと引き上げるよう提案したほか、2015 年に中国社会科学院が『人口と労働録書：中国人口と労働問題報告 No.16』において、同様の提言をした。

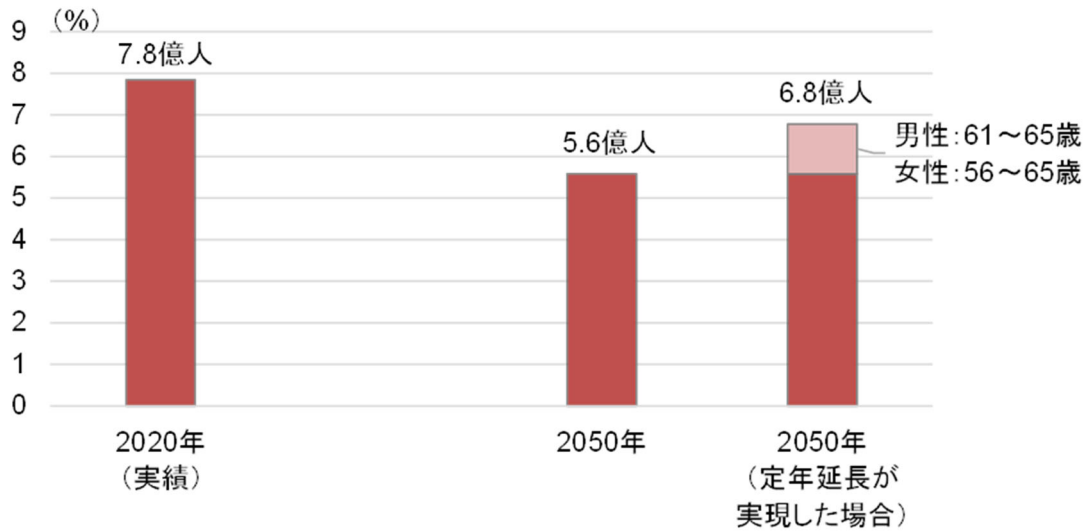
² 本推計では、簡略化のため定年後の労働参加率をゼロとする強力な仮定を置いたが、実際には現役世代よりも少ない賃金労働に従事している高齢者はいる。これらの人々を加味した定年延長による追加的な労働力のより精緻な推計は、今後の課題としたい。

ームとされ、出生数は年平均 2,430 万人にのぼった。定年延長が実施されなければ、この世代は 2045 年前後に定年を迎えることになる。

一方、2045 年までに定年延長が実施されれば、2050 年時点で第 3 次ベビーブーム世代は労働市場にとどまることから、労働力人口は 6.8 億人と、定年延長を実施しない場合よりも 1.2 億人多く、定年延長が労働力減少への有効な対策であることがみてとれる。

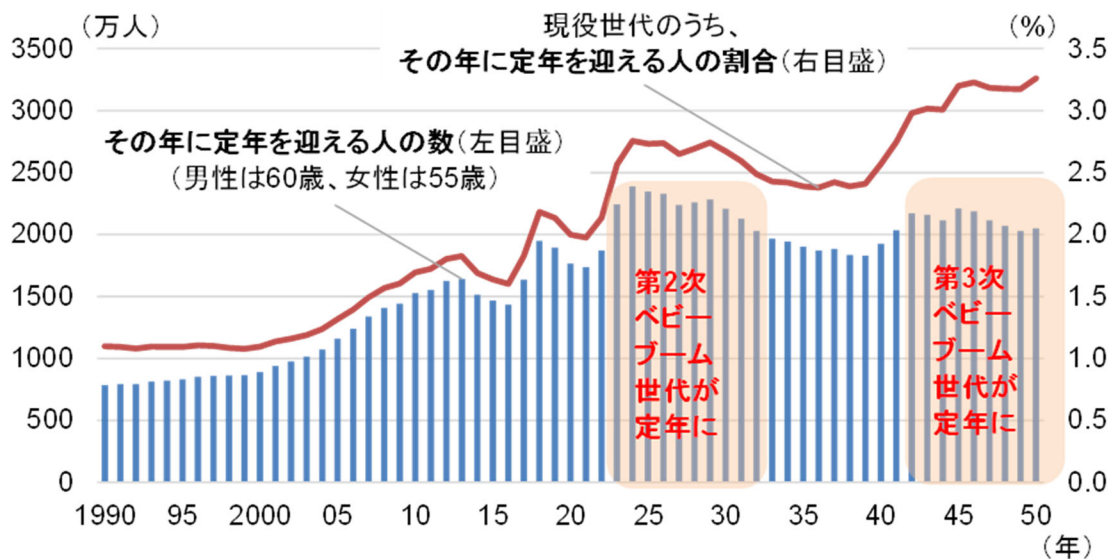
※上記第 1~3 次ベビーブームの出生数は、国家统计局の出生人口数における該当期の出生数を平均したもの。

図表 1 2050 年の労働力人口推計



(注) 国連の人口推計値と、2022 年日本の男女別・年齢階級別の労働参加率から労働力人口を推計
 (出所) ILOSTAT、United Nations "World Population Prospects 2022"、総務省統計局「労働力調査」より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

図表 2 現行の定年制度下で、定年を迎える人の数とその割合の推移



(出所) United Nations "World Population Prospects 2022"より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

3. 定年延長に向けた課題

もっとも、定年延長には課題もある。

第1に、定年年齢を機械的に引き上げ、高齢者の雇用を拡大しても、労働需給のミスマッチによって労働需要を満たせない可能性がある。定年延長により労働市場にとどまる高齢者は、中国が「世界の工場」だった時期を支えた世代であり、多くは工場などの現場で経験を積んできた。一方、今後、政府支援を追い風にデジタル経済の拡大が予想され、AI（人工知能）や機械学習、クラウドに関する知見やスキルを持つ労働者への需要が急激に高まるとみられるが、これらのスキルを持つ高齢者は多くない。

このように、定年延長で労働市場にとどまる高齢者のスキルと労働市場で求められるスキルとの間に乖離が生じ、人手不足と失業が併存する懸念がある。

第2に、定年延長によって高齢者の労働参加を拡大すれば、夫婦が共に働き、その間、老夫婦が孫の面倒をみるという、中国で一般的な家庭モデルが修正を迫られることとなる。そのため、保育サービスの拡充をはじめ、夫婦共働きと子育てを両立させやすい環境整備を定年延長と同時に進める必要がある。

第3に、定年延長が、場合によっては暴動やデモなどの社会混乱を誘発するリスクもあろう。定年延長は、年金支給開始年齢の引き上げを意味するため、定年や年金といった生活にかかわる領域で不利益変更が行われると、人々の不満が高まり社会的な混乱を招きかねない。定年延長とは異なるが、日常生活に影響のある定年退職者向けの医療補助の縮小をめぐり、2023年2月には湖北省武漢市で抗議デモが発生した。

仮に、定年延長を断行し暴動やデモが広がれば、共産党体制の基盤が揺らぎかねない。共産党体制維持を意味する「国家安全」を重視する習近平政権にとって、社会不安を不用意に招く事態は避けたい。

定年延長は単なる経済政策ではなく、人々の生活を大きく変える制度変更でもあり、不利益分を一時金支給などの形で補償するなど、定年延長に際して丁寧な制度設計が必要不可欠となろう。

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: k.maruyama@muc.jp ホームページ : <https://www.muc.jp>



人民銀はデフレ懸念を否定

三菱 UFJ 銀行
グローバルマーケットリサーチ
アナリスト 横尾明彦

4 月のレビュー

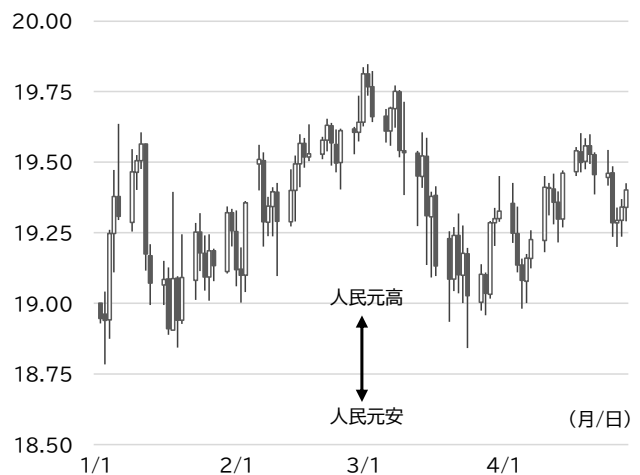
中国人民幣元（以下、「人民幣元」）の対ドル相場は、6.88 台で取引開始。3 日に発表された民間調査による製造業 PMI が市場予想を下回ると、6.89 台まで下落して清明節休暇に入った。休み明け 7 日は 6.86 台まで上昇したが、同日の米雇用統計を受けてドル高地合いとなったこと、11 日公表の 3 月の消費者物価指数（CPI）が市場予想を下回ったことなどから、6.89 台まで押し戻された。だが、12 日の米 CPI、13 日の米生産者物価指数（PPI）が市場予想を下回り、ドル安地合いが強まると、14 日には 6.83 台まで水準を切り上げている。その後は、18 日公表の第 1 四半期実質 GDP 成長率が市場予想を超える伸びとなったが、同時に公表された月次指標では、不動産投資の伸びが弱く、景気回復への期待が大きくふくらむには至らなかった。25 日には、米景気悪化懸念や金融システム不安が再燃するなかで金融市場のリスク回避ムードが高まったことに加え、月末からの労働節休暇を控えたドル需要の高まりも相まって、3 月 10 日以来の安値 6.93 台まで急落した。本稿執筆時点では、6.91 台で推移する（第 1 図）。対円相場は、19.3 台で取引開始。10 日の植田日銀総裁の就任会見において、金融緩和の継続が言及されたことで円安が進み、19.4 台まで上昇。その後は緩やかな人民幣元高が続いていたが、月末にかけてはリスク回避の円買戻しがみられ、19.2 台まで反落した。日銀が金融政策方針の変更を見送ると報じられた直後の本稿執筆時点では 19.4 台で推移する（第 2 図）。

第 1 図：人民幣元対ドル相場
(4 月 28 日 11 時時点)



(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 2 図：人民幣元対円相場
(4 月 28 日 11 時時点)



(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

足もとの景気は、見た目ほど堅調とは言えない

18 日公表された第 1 四半期の実質 GDP 成長率は、前年比+4.5%と市場予想(4.0%)を上回った。また、3 月の個別指標では、小売売上高が同+10.6%と、4 ヶ月ぶりに前年比プラスに転じた。二桁

の伸びは前年同月のマイナス成長の反動による面も大きいですが、昨年末の「ゼロコロナ」政策撤廃後、着実に消費の回復が進んでいることが示されたと言えそう(第3図)。もっとも、不動産投資は同▲5.8%と前月(同▲5.7%)から悪化している。景気回復期待は高まったが、実態は見た目ほど力強くはないと考えられる。

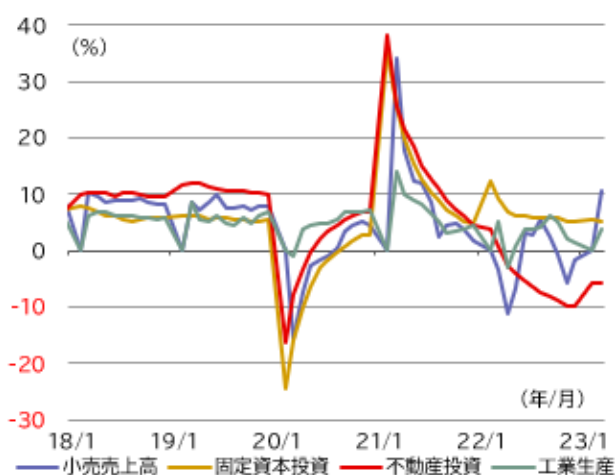
人民銀は、市場のデフレ懸念を否定

3月のCPIは前年比+0.7%と2ヵ月連続で伸びが鈍化した。エネルギー価格の低下以外にも、住居費など内需関連が弱く、インフレ率を押し下げている(第4図)。こうした状況を受けて、俄かにデフレへの警戒感が高まり、中国人民銀行(以下、「人民銀」)が諸政策金利の引き下げに動くとの期待が台頭した。しかし、人民銀幹部は20日の記者会見で、こうしたデフレ観測を否定し、「内需が一段と回復に向かい、物価は下半期にかけて平時の水準に戻ってゆく」という見通しを示した。さらに、人民銀の注力点は、厳しい状況が続く中小企業や、環境対策など重点政策分野に対して支援を強化する「的を絞った」金融支援であると表明し、市場の利下げ期待を牽制した。人民銀は、財政出動による景気回復の加速を念頭に置いて、追加利下げは不要との判断を下しているようだ。

諸政策金利の引き下げは行われぬ見通し

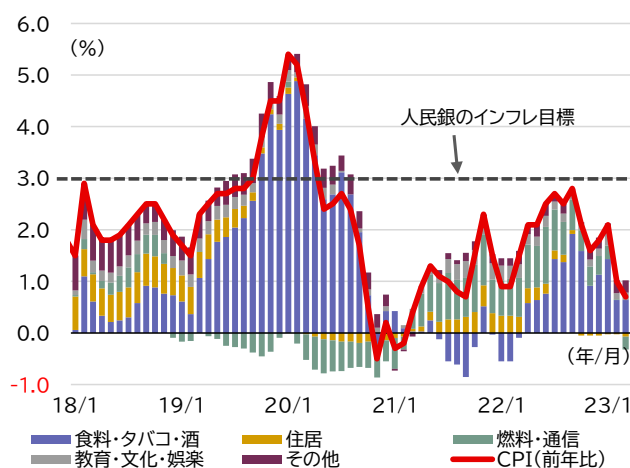
実際、3月末には預金準備率を引き下げたものの、4月も中期貸出ファシリティ(MLF)金利や最優遇貸出金利(LPR)を据え置きとした。人民銀が利下げに慎重な姿勢を貫いている背景には、諸政策金利の引き下げが持つ、金融緩和を一段と強化するというアナウンスメント効果の強さへの懸念がありそう。背景には、昨年12月に政府が「重大な経済、金融リスクの防止と解消を図る」という方針を打ち出したことがある。政府は具体的な「金融リスク」を明示していないが、景気下支えのために、昨年11月に不動産融資規制を緩和したことを踏まえると、目下のリスクとは不動産融資の無秩序な膨張だろう。3月には銀行の新規貸出額が前年比+11.8%と4ヵ月連続で加速したことから、人民銀は融資規制緩和の影響を引き続き注視するとみられる。よって、緩和的な金融政策スタンスを維持しつつも、利下げには踏み切らないと考えておきたい。

第3図：主要経済指標



(資料) 中国国家統計局より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第4図：消費者物価指数



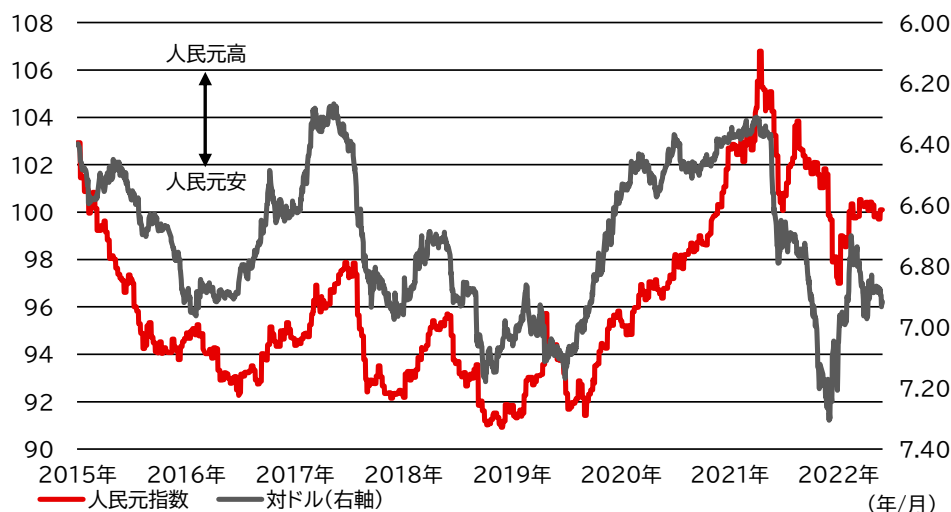
(資料) 中国国家統計局より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

輸出振興のために、緩やかな人民元安を志向か

他方、通貨政策は、緩やかな人民元安を維持することが、当局の意図するところと言えそう。コロナ禍で大きく増加した輸出はすでに頭打ちとなっているうえ、主力の米国向けは減少が続いて

いる。この先、米国経済が減速する可能性があるため、輸出が力強く回復することは見込み難いと言える。今後、内需主導で景気回復が進む見通しとは言え、輸出企業は労働集約的な産業セクターに属していることも多く、大量の雇用を吸収している。3月の全人代では、約1,200万人の新規雇用を創出するという目標が打ち出されていることに鑑みれば、これら輸出企業を支援する必要性が高く、ゆえに、人民元高が進み過ぎることは好ましくないと考えそうだ。現状、名目実効為替相場である人民元指数は100.1と、歴史的には依然高止まりしていると言える(第5図)。人民銀としては、対ドルなどでも緩やかな人民元安が進むことを望んでいるのではないかと推察される。

第5図：人民元指数



(資料) CFETS より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

一時的には人民元安へ振れる可能性がある

4月29日から5月3日までは労働節休暇となるため、オンショアでの取引は行われず、連休期間には中国人の海外旅行が活発化する。ゼロコロナ政策の解除や受け入れ国側での規制緩和で、航空機の便数は増えつつあり、春節休暇時よりも観光客の増加が見込まれる。海外旅行の活発化はサービス収支の悪化を通じて人民元下落圧力となる。米国の金融システム不安が再燃し、金融市場ではリスク回避的な行動もみられている。こうした内外の環境変化から、一時的には人民元安が進む可能性があることをみておく必要があるだろう。

予想レンジ

	23年5月～6月	7月～9月	10月～12月	24年1月～3月
USD/CNY	6.600～6.950	6.500～6.850	6.400～6.750	6.300～6.650
CNY/JPY	18.7～19.9	18.6～19.8	18.6～19.8	18.5～19.7

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2023年4月28日脱稿)

(執筆者連絡先)

三菱UFJ銀行 グローバルマーケットリサーチ

アナリスト 横尾明彦

Tel: 050-3842-8809 E-mail: akihiko_yokoo@mufg.jp

**税務会計:「中華人民共和国増値税法(草案)」の初回審議**

KPMG 中国

華中地区日系企業サービス

税務パートナー 徐潔 (Xu Jie)

概要

中国税制の基本原則を法制化するにあたって、多くの企業に影響を与えることから、近年大きな注目を集めていた増値税の立法について重要な進展があった。2022 年 12 月 27 日、「中華人民共和国増値税法(草案)」(以下、「草案」)が、第 13 期全国人民代表大会(全人代)常務委員会第 38 回会議の初回審議に提出された。「草案」の内容は、全体として税制の踏襲という方針に沿っており、現行の税制枠組みと税負担の水準はほとんど変更されていない。しかし「草案」は、経済開発協力機構(OECD)が公布した「International VAT/GST Guidelines」とのコンバージェンスに向けて大きな一歩を踏み出した。特に「中国国内で行われる課税取引」の定義において「中国国内で消費される」という表現を採用し、増値税控除留保税額の還付を認めている。また、簡易課税、みなし販売、控除対象外仕入税額、セット販売などにおいても現行の法規定と異なる重要な変更をもたらしている。

背景

中国政府はこれまで増値税を経済調整の重要なツールとして活用してきた。1994 年以来、中国は輸入取引及び物品販売(並びに一部のサービス)に適用される増値税制度を整備し、「中華人民共和国増値税暫定条例」(以下「暫定条例」)及び「中華人民共和国増値税暫定条例実施細則」(以下「実施細則」)を制定・施行した。当時、中国では、これに加えてサービス産業に従事する大部分の企業に適用される営業税制が併用されていた。しかし、2012 年から 2016 年までの増値税改革の試験実施に伴い、財政部及び国家税務総局は共同して一連の法規定(財税[2016]36号を含む)を公布し、営業税制は段階的に増値税制へ切り替えられた。増値税率水準の調整、増値税控除の仕組みの整備、増値税期末留保税額還付制度の構築など一連の措置の実施により、納税者にとって、減税・費用削減の成果がさらに強化・拡大された。この改革により、その他の業界の税負担を増加せずに、製造業の税負担の大幅な軽減、建設業や交通運輸業などの業界の税負担を軽減する目標を実現し、中国における増値税制度の基盤を確立した。

中国税法の全体的な構造としては、税制の基本原則を法制化し、実施細則/条例を通じて内容を具体化する仕組みをとっている。増値税の法制化を通して、より健全な法規制体系の整備に寄与する他、増値税制と他の法制度(例えば、租税徴収管理法)との併用を円滑にする効果が期待される。2019 年 11 月、財政部及び国家税務総局は共同して「中華人民共和国増値税法(意見募集稿)」(以下「意見募集稿」)を公布し、増値税制度の法制化、物品・サービスに係る増値税法規定の統一化に向けて重要な最初の一步を踏み出した。各業界から広く「意見募集稿」及び増値税の法制化に関する意見や提案を収集し、これを基にさらに修正された「草案」は、2022 年 12 月 27 日付けで第 13 期全人代常務委員会第 38 回会議の初回審議に提出された。

「草案」に関するパブリックコメント募集は、2023 年 1 月 28 日に締め切れ、発効予定日はまだ明確にされていない。「草案」は 2023 年に全人代で審議・可決され、その後、実施条例が公布される見込みである。

重要な変更点

増値税の法制化は、全体として税制の踏襲という方針に沿っており、現行の税制枠組みと税負担の水準をほとんど変更していない。2019 年の「意見募集稿」では、OECD が公布した「International VAT/GST Guidelines」とのコンバージェンスに向けて大きな一歩を踏み出した。特に「中国国内で行われる課税取引」の定義において「中国国内で消費される」という表現を採用し、増値税留保税額の還付を認めている。「草案」は、これらの重要な更新を踏襲しつつ、章節や一部の具体的な法規定の記述に対して調整と改定を行った。

「草案」は、総則、税率、納付税額、税制優遇、徴収管理、附則の 6 章に分かれ、合計 36 条で構成されている。現行の「暫定条例」及びその他の関連法規定と比較して、課税対象行為、課税管轄権、みなし販売、非課税対象項目、簡易課税方式、源泉徴収義務者、仕入税額、控除対象外仕入税額、セット販売、期末留保税額、連結納税などの分野で注目すべき変更が生じている。これらの変更は、法案が正式に可決された後、納税者に実質的な影響を与えることとなる。「草案」における主な変更内容を下記のとおりまとめた。

現行の規定と「草案」の主な変更内容

現行の増値税法規定	「草案」の主な変更内容
<p>■課税対象行為</p> <p>現行の増値税法規定に従い、課税対象行為には、物品販売、加工、修理・補修役務の提供、サービス提供、無形資産、不動産の販売及び物品の輸入が含まれる。金融商品の販売は、個別の課税対象行為ではなく、サービスの提供に該当する。</p>	<p>■課税対象行為</p> <p>「草案」で規定されている課税取引には、物品、サービス、無形資産、不動産の販売及び物品の輸入が含まれ、基本的には現行の法規定を踏襲している。金融商品の販売については、財税 [2016] 36 号及び「暫定条例」の分類方法を引き継ぎ、金融商品の販売を個別の課税取引として分類していない。</p> <p>現行の増値税法規定によると、金融商品取引とは金融商品の所有権の譲渡であり、一般的な意味でのサービスとは異なる特徴を持っている。2019 年の「意見募集稿」では金融商品の販売をサービスから分離し、個別の課税取引として分類したが、「草案」では当該変更を元に戻した。</p> <p>増値税法における課税取引の分類と定義は、後に「増値税法実施条例」（以下「実施条例」）が納税をどのように規定するか、及び将来の実務においてどのように判定するかに影響することを勘案し、この問題については、立法が最終的に成立するまで継続的に議論が行われるものと思われる。</p>
<p>■課税管轄権</p> <p>財税 [2016] 36 号の規定に従い、サービス、無形資産の販売者又は購入者が中国国内に所在する場合、サービス、無形資産を販売する組織及び個人は増値税の納税義務者として、増値税を納付しなければならない。また、特例として、完全に中国国外で行われたサ</p>	<p>■課税管轄権</p> <p>「草案」の規定によると、中国国内でのサービス、無形資産の販売とは、サービス、無形資産が中国国内で消費されること、又は販売者が中国国内の組織及び個人であることをいう。中国国内で金融商品を販売する場合、金融商品が中国国内で発行されたこと、又は販売者が中国国内の組織及び個人であることをいう。これは、「意見募集稿」における「中国国内で行われる課税取引」の定義と基本的に一致している。財税</p>

現行の増値税法規定	「草案」の主な変更内容
<p>ービス、使用された無形資産について、納税義務がないと規定された。しかし実務において、サービスが完全に中国国外で「行われた」かどうかの判断については、まだ見解が分かれており、不確実性が残る。</p>	<p>[2016] 36 号と比較すると、「草案」と「意見募集稿」における「中国国内で行われる課税取引」に関する記述は、OECD が公布した「International VAT/GST Guidelines」における消費地原則の記述とより合致している。なお、「中国国内で消費される」ことの定義は、中国における増値税課税の要否を判断する重要な要素である。実務上の複雑性を勘案すると、潜在的な税務紛争を避けるために、実施条例の段階で「中国国内で消費される」ことに対するさらなる明確化が期待される。</p>
<p>■みなし課税取引</p> <p>現行の増値税法規定に従い、みなし販売には、代理販売、県・市をまたぐ機構による販売用物品の運送、对外投资、株主への分配、集団福利厚生や個人消費用に自社生産又は委託加工した製品、物品の無償贈与、無形資産や不動産の無償譲渡、サービスの無償提供などが含まれる。</p>	<p>■みなし課税取引</p> <p>「草案」におけるみなし課税取引の範囲は、現行の増値税法規定と比較して縮小されている。すなわち「草案」では、代理販売、県・市をまたぐ機構による運送、对外投资、株主への分配、サービスの無償提供のいずれもみなし課税取引に含まれていない。また、「草案」では「金融商品」の贈与がみなし販売に含まれることを強調している。これは、「意見募集稿」で規定されている「みなし課税取引」の内容とほぼ一致しているが、「公益事業に使用する場合」を除くという記述を削除した。</p>
<p>■非課税対象項目</p> <p>現行の増値税法規定における非課税対象には、行政事業の費用と政府基金、従業員が雇用主に提供する給与を代価とするサービス、雇用主が従業員の雇用のために提供するサービス及び財税 [2016] 36 号などの個別文書に記載されている非課税対象項目（例えば、国家指令に従って無償で提供する鉄道輸送サービスや航空輸送サービス、預金利息、被保険者が受け取る保険金、代理回収する住宅特別維持資金及び条件に該当する資産再編過程に関わる物品・不動産・土地使用権の譲渡など）のような非経営活動が含まれる。</p>	<p>■非課税対象項目</p> <p>「草案」の非課税対象項目では、従業員が雇用主に提供する給与を代価とするサービス、行政事業費用の徴収、政府基金、受け取った預金の利息収入を保留し、「法規定に従って収用・徴用されたことにより受け取った補償金」を非課税対象項目に追加した。ただし、一部の個別文書に記載されている非課税対象項目は、「草案」の非課税対象項目に記載されていない。また「意見募集稿」と比較すると、「草案」では非課税対象項目において「国务院財政、税務主管部門が規定するその他の状況」というバスケット条項を削除しており、増値税を徴収しない状況は、増値税法に記載されているケースに限定される可能性がある。この変更に関しては、立法が最終的に成立するまで継続的に議論が行われるものと思われる。</p>
<p>■簡易課税方式適用の場合の徴収率</p> <p>現行の増値税法規定に従い、簡易課税方式で適用される税率は 3% と 5% である。</p>	<p>■簡易課税方式適用の場合の徴収率</p> <p>「草案」と「意見募集稿」ではともに増値税の徴収率を 3% としているものの、古い不動産プロジェクトの販売・賃貸など、現行の法規定で徴収率を 5% としているものが今後廃止されるのか、又は国民経済と社会発展の需要に応じてさらに検討されるのか、注目される場所である。</p>
<p>■源泉徴収義務者</p> <p>「暫定条例」の規定に従い、中国国外の組織や個人が中国国内で役務を販売し、中国国内に経営機構を設立していない場合、中国国内における代理者が源泉徴収義務者となる。中国国内に代理者がいない場合、購入者が源泉徴収義務者となる。</p>	<p>■源泉徴収義務者</p> <p>「草案」では、現行の法規定における「中国国内に経営機構を設立していない場合、中国国内における代理者が源泉徴収義務者となる」という規定を削除した。すなわち、国外の組織や個人が中国国内で経営機構又は代理者を置いているかどうかを判断する必要はなく、購入者を源泉徴収義務者とするため、源泉徴収義務者の判断がより明確になる。</p> <p>しかし、購入者を源泉徴収義務者とすることは、実務上いく</p>

現行の増値税法規定	「草案」の主な変更内容
<p>財税 [2016] 36 号の規定に従い、国外の組織や個人が中国国内で課税対象行為をし、中国国内に経営機構を設立していない場合、購入者が増値税の源泉徴収義務者となる。ただし、財政部と国家税務総局が別途定めている規定がある場合を除く。</p>	<p>つかの問題が生じる可能性がある。現行の増値税法規定では、国外の機構は中国で増値税納税者として登録できない。クロスボーダーEC プラットフォームやデジタルプラットフォームなどの第三者取引プラットフォームの発展に伴い、クロスボーダーB2C 取引が急成長しているものの、個人消費者は往々にして自主的に増値税の源泉徴収義務を果たすモチベーションに欠けることから、徴収管理を難しくしている。期待されていたにもかかわらず、中国国内における海外企業の増値税登録制度は、今回の「草案」では導入されていない。</p>
<p>■仕入税額の定義</p> <p>現行の増値税法規定に従い、仕入税額とは、納税者が物品、加工や修理・補修役務、サービス、無形資産、不動産を購入する際に支払った、又は負担した増値税額をいう。</p>	<p>■仕入税額の定義</p> <p>「草案」では、仕入税額を納税者が課税取引に関わる物品、サービス、無形資産、不動産を購入する際に支払った、又は負担した増値税額として定義している。現行の増値税法規定と比較すると、「課税取引に関わる」という記述が追加され、「意見募集稿」における記述と一致している。</p> <p>「草案」では、課税取引に関わる仕入税額のみが控除対象となり、非増値税課税対象項目の仕入については控除対象外となることを明確にした。納税者は、「草案」における仕入税額の定義と現行の増値税法規定との差異、例えば株式保有による配当所得など一部の非課税対象項目に対応する仕入税額控除の変化に留意する必要がある。</p>
<p>■控除対象外仕入税額</p> <p>現行の増値税法規定に従い、貸付サービス、飲食サービス、住民の日常サービス、娯楽サービスの購入にかかる仕入税額は、売上税額から控除してはならない。</p>	<p>■控除対象外仕入税額</p> <p>「意見募集稿」とは異なり、「草案」では控除対象外仕入税額の項目から貸付サービスを除外した。貸付利息は企業にとって不可避なコスト要素であることを鑑みて、貸付サービスに関わる仕入税額の控除を承認することにより、企業の税負担をさらに軽減し、二重課税を回避し、増値税控除チェーンを連結する。これは企業にとって朗報となるだろう。</p> <p>また、「草案」では仕入税額控除対象外である飲食サービス、住民の日常サービス、娯楽サービスを「購入し、直接消費するもの」に限定している。当該条項は「意見募集稿」における記述と一致している。すなわち、企業がこれら3種類のサービスを購入した場合、個人消費と企業消費を区別する必要があり、企業の課税対象事業に関連する場合は仕入税額を控除できる。</p>
<p>■セット販売</p> <p>現行の増値税法規定に従い、1 件の販売行為においてサービスと物品販売が混在する場合、セット販売となり、主たる業務に基づき増値税を納付する。</p>	<p>■セット販売</p> <p>「草案」では、1 件の販売行為においてサービスと物品販売が混在しなければならないというセット販売の要件を撤廃した。1 件の課税取引で複数の税率又は徴収率が適用される場合、セット販売のルールを適用するものとする。</p> <p>また、「意見募集稿」と比較すると、「草案」ではセット販売に適用される税率／徴収率をより明確にした。「意見募集稿」では、「主たる業務に基づき税率又は徴収率を適用する」と記載されているが、「主たる業務に基づく」ということが納税者の主要業務を指すのか、それとも当該課税取引に関わる主要業務を指すのかは、納税者によって解釈が分かれる可能性がある。「草案」では、「課税取引に関わる主要業務に基づき税率又は徴収率を適用する」と明確にしており、納税者はさらに判断しやすくなる。</p>

現行の増値税法規定	「草案」の主な変更内容
<p>■期末留保税額還付</p> <p>増値税暫定条例及び財税 [2016] 36 号では、輸出品及び一部のクロスボーダーサービスを対象に、ゼロ増値税率の還付政策を適用し、条件を満たす場合に税金の免除・控除・還付を享受できることを打ち出した。</p> <p>2019 年より、中国では増値税の留保税額還付の政策試行を推進し、財政部・国家税務総局・税関総署公告 2019 年第 39 号は、増値税期末留保税額還付制度を試行し、一定の条件を満たす中国企業による留保税額増額還付の申請を幅広く容認する。財政部と税務総局が公布した 2021 年第 15 号、2022 年第 14 号、2022 年第 21 号などの公告では、先進製造業に対する留保税額増額還付を強化し、先進製造業に関わる政策の対象をより多くの業界及び零細企業にまで拡大し、既存留保税額還付の試行運用を実施する。</p>	<p>■期末留保税額還付</p> <p>「草案」は「意見募集稿」の内容を踏襲し、現在試行中の増値税期末留保税額還付制度を正式に導入した。「草案」によると、当期仕入税額が当期売上税額を上回る場合、その差額を翌期に繰り越して控除するか、もしくは還付される。具体的な法案は、国务院の財政、税務主管部門が制定する。</p> <p>現在、輸出税額の免除・控除・還付政策と留保税額還付政策の両方を適用できる一部の企業は、区分して先に税額の免除・控除・還付手続きを行う必要がある。税額の免除・控除・還付手続き完了後に、依然として留保税額還付の条件を満たす場合は、留保税額還付を申請できる。国際的には、ゼロ輸出税率の還付と留保税額還付の管理体制を区分していないことを鑑みて、条例実施の段階ではゼロ輸出税率の場合の税額の免除・控除・還付と留保税額還付について、国際慣行を参考して一括管理できるかどうか焦点を当てることもできる。</p>
<p>■納税期限</p> <p>現行の増値税法規定に従い、増値税の納税期限はそれぞれ 1 日、3 日、5 日、10 日、15 日、1 カ月あるいは四半期である。納税義務者の具体的な納税期限は通常、納税義務者のタイプ（一般納税者又は小規模納税者）及び納税義務者の事業形態によって異なる。</p> <p>物品を輸入する場合、納税者は、税関が税関輸入増値税専用納付書を発行した日から 15 日以内に納付しなければならない。</p>	<p>■納税期限</p> <p>現行の増値税法規定と比較すると、「草案」と「意見募集稿」では 1 日、3 日、5 日の納税期限の取り消しにより、納税期限の選択肢を減らせた。また、「意見募集稿」と比較すると、「草案」では半年という納税期限が削除された。</p> <p>輸入物品の納税申告期限について、現行の税法では明確に規定されておらず、「意見募集稿」でも明確にされていない。「草案」ではこの権限を税関に委譲し、税関の定める期限に従って申告を完了すると明確にした。</p>
<p>■連結納税</p> <p>財税 [2016] 36 号の規定に従い、2 名以上の納税義務者は、財政部及び国家税務総局の承認を得て、1 名の納税義務者とみなして、連結納税できる。しかし、財税 [2017] 58 号の公布に伴い、同規定は廃止された。</p>	<p>■連結納税</p> <p>「意見募集稿」では、増値税の連結納税原則を再び導入したものの、「草案」では当該規定の記載はない。</p> <p>国際慣行を参考にすると、連結納税は増値税納税義務者のコンプライアンスコストを効果的に削減できる他、連結納税する納税義務者間の税負担差異を効果的に解消できる。この変更については、立法が最終的に成立するまでは継続的に議論が行われるものと思われる。</p>

企業は、現行の増値税法規定と比較して「草案」における実質的な変更内容に注目する必要がある。これらの変更は、法案が正式に公布されたのちに最終的に確定するものの、企業には事前にこれらの変更がもたらし得る潜在的な影響を評価し、対応策を検討されるよう提案する。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国

華中地区日系企業サービス

税務パートナー

徐潔 (Xu Jie)

中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場ビル 2 25F

Tel: +86-21-2212-3678 E-mail: jie.xu@kpmg.com



法務: 中国会社法改正草案の要点と日系企業への影響

金杜法律事務所 (King&Wood Mallesons)

パートナー弁護士

中国政法大学大学院 特任教授

劉新宇 (Liu Xinyu)

I はじめに

中国会社法は 2018 年、資本制度に関する小規模改正が行われた。一方で、その全体的な改正が第 13 期 (2018 年 3 月～2023 年 3 月) 全国人民代表大会常務委員会の立法計画に組み入れられ、2019 年初頭より本格的な立法作業が開始された。それから約 3 年を経た 2021 年 12 月 24 日に「会社法 (改正草案)」(以下、「第一次草案」という) が公表され、意見募集が行われた。さらにその 1 年後の 2022 年 12 月 30 日には「会社法 (改正草案第二次審議稿)」(以下、「第二次審議稿」という) の公表と意見募集が再び行われた。

会社法は企業活動と極めて関連性が深い法律であり、その改正の方向性は日本企業にとっても重大な関心事と思われる。そこで、本稿においては、日系企業への影響が大きい内容を中心に、現行及び第一次草案段階の会社法と比較しつつ、第二次審議稿の要点を解説するものとした。また、このような本稿の趣旨及び中国に進出している日本企業の組織形態に鑑み、原則として、その検討対象は有限責任公司のみ、又は有限責任公司と股份有限公司の双方に適用される規定に限定する。

II 株主の出資義務の強化

全体的に見て、第二次審議稿では、株主の出資義務を強化するために、次のような多くの改正を加えている。

(1) 出資義務不履行による株主権の喪失

出資義務の不履行による株主権の喪失は、すでに第一次草案でこれを定めていたが、第二次審議稿では、新たな規定として、出資状況の検査を董事会の義務とした。これにより、「有限責任公司の設立後、董事会が株主の出資状況を検査し、期限までに十分な出資払込がないことが判明した場合には、督促書を当該株主に発しなければならない」とされた。その際には 60 日以上のお払込期間を設けることができ、この期間を満了してもなおお払込みがないときは、当該有限責任公司からその株主に権利喪失の通知書が発せられ、同株主は、その発出日において払込未了の持分を喪失することとなる (第二次審議稿第 51 条第 1 項・第 2 項)。

また、こうして権利喪失となった持分については、第一次草案と同じく第二次審議稿第 51 条第 3 項・第 4 項においても、譲渡又は減資・抹消を行わなければならないとされているが、第一次草案を超える内容として、この譲渡又は減資・抹消が 6 カ月以内に行われなかったときは、同社の他の株主が出資比率に応じて払込みをしなければならず、払込みが期限までに完了しなかったため会社に生じた損害については、これを他の株主が賠償しなければならない、との規定が定められた。このような規定が実際に公布・施行されると、株主は、他の株主による出資義務の不履行についても責任を負うこととなるため、払込みを行わない株主が現れたときは、当該株主に持分譲渡を求める、あるいは会社に減資を促すなどの行動をとることが必要となる。

(2) 出資に係る期限の利益の喪失

第二次審議稿第 53 条は、「期限が到来した債務を会社が弁済することができない場合には、会社又は期限が到来した債権の債権者は、出資を引き受けた払込期限が到来していない株主に対して、期限到来前の出資払込を請求することができる」と定めている。第一次草案における同旨の規定は、「期限が到来した債務の、会社による弁済不能」のほか、「弁済能力の明確な欠如」も要件としていたが、第二次審議稿は後者の要件を廃止し、出資払込請求を行いうる範囲を拡大した。

このように、株主の出資義務については、期限の利益（期限が到来するまでの間は債務の履行を請求されない権利）が失われやすい傾向にあるものと思われ、株主の利益に多大な影響が及びうる。そのため、株主においては、会社設立又は増資にあたり自己の引受額を適切に設定することが望まれる。

(3) 出資期限が到来していない持分の譲渡

現行会社法は、出資期限未到来持分の譲渡に関する具体的な規定を定めていないが、関連する司法解釈等¹の下、払込未了の持分が譲渡された場合については、特別な事情がない限り、譲受人が払込義務を負い、譲渡人はその義務を免れるとの実務運用がなされている。

この点について、第二次審議稿第 88 条では、第一次草案と同じく、原則として譲受人が出資金払込義務を負い、譲受人が期限までに全額の払込みをしないときは、譲渡人が補充的にその責任を負うものとする定められた。しかし、改正法がこのままの内容で公布・施行された場合、持分の譲渡から数年ないし数十年を経た後に、出資金の払込みを突然請求される事態も起こりえる。他方、譲渡が繰り返され、多くの者が関わることとなった場合における責任負担のあり方には判然としない部分もあり、今後、この懸念を解消する改正が行われるか否かが注目される。

Ⅲ コーポレートガバナンスの調整

第二次審議稿は、各種の会社内部機関の設置とその権限について、主に次のような改正を行うものとしている。

(1) 株主会権限の若干の限定

第二次審議稿第 59 条は、株主会の権限を現行会社法及び第一次草案よりも若干限定し、「会社の経営方針及び投資計画の決定」及び「年度財務予算案、決算案の審査・承認」を株主会の権限から除外したほか、「社債発行に関する決議」については、董事会に授権しうるものとした。これにより、董事会は株主会を通すことなく、より多くの事項についての決定を行うことができ、会社の意思決定の迅速性や柔軟性の向上が期待される。

¹ 『中華人民共和國会社法』適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定（3）（2020 年 12 月 29 日改正、2021 年 1 月 1 日施行）第 18 条は、有限責任会社の株主が出資義務の履行をすべて完了する前にその持分を譲渡した場合であって、譲受人がその事情を知り、又は知りうるべきときは、譲渡人が出資義務を履行しなければならず、譲受人はそれについて連帯責任を負うものと定めている。しかし、現行の資本引受制度の下、司法実務においては一般に、同条は出資期限到来後にその義務が履行されていない場合のみ適用される規定と解されている。また、最高人民法院の「全国法院民商事裁判業務會議議事録」（2019 年 11 月 8 日公布・施行）においても、資本引受制度の下で、株主は出資について期限の利益を有することが改めて確認されている。

(2) 董事会・マネージャーの権限の規定方式

第一次草案は、「董事会は、会社の執行機関であり、本法及び会社定款に定める株主会の権限以外の権限を行使する。会社定款に定める董事会の権限に対する制限は、善意の第三者に対抗することができない」との規定を設けた。これが董事会の権限を拡大するものと認識され、大きな議論となったが、第二次審議稿第 67 条は現行の会社法に回帰し、董事会の権限を具体的に列挙する方式を採用した。

これに対し、マネージャー（中国語：経理）の権限については、現行の会社法第 49 条がこれを詳細に列挙する一方で、第二次審議稿第 74 条は、「会社定款の規定又は董事会の授権に基づいてその権限を行使する」という規定方式を採用するものとした。

なお、董事と会社の利益が衝突する場合に関し、第二次審議稿第 183 条は、関連関係を有する董事の議決への参加を認めず、その議決権は議決権総数に算入しないと定めたほか、これにより関連関係を有しない董事会出席董事が 3 人未満となったときは、当該事項を株主会の決定に委ねるとの対応方法を明記した。

(3) 監査委員会及び監事会・監事の設置

「監査委員会」（中国語：審計委員会）とは、董事会内部に設置する機関として第一次草案で新たに導入された制度であるが、第二次審議稿第 69 条も、有限責任公司においては会社定款に基づいて董事会に監査委員会を置くことができると定め、当該制度を維持した。一方、第一次草案を超える内容として、監査委員会は監事会と同一の権限を行使するとともに、これを設置した会社は監事会又は監事を設けないものと定め、監査委員会と通常の監事会・監事との関係を調整した。

また、2005 年の会社法改正によりその設置を義務づけられた監事会・監事について、第二次審議稿第 83 条は、比較的小規模な有限責任公司については監事会の設置が不要であるほか、さらに全株主の合意があれば、監事の設置も不要であるとした。

IV 董事、高級管理職等の責任の強化

第二次審議稿は、董事、高級管理職等の責任を強化する改正を行い、例えば株主の出資義務との関連において、非貨幣財産による出資に瑕疵があり、又は株主が許可なく出資金を引き出して会社に損害をもたらした場合には、責任を有する董事、監事又は高級管理職が当該株主と連帯してその賠償を行うものと定めた（第二次審議稿第 52 条・第 57 条）。第一次草案は、これら董事等による責任負担の要件として、「これを知り、又は知りうるべきこと」及び「必要な措置を講じないこと」を規定していたが、これが第二次審議稿により「責任を有する」という抽象的な要件へと改められたため、実務の運用次第で責任負担者の範囲が大きく変動することになると思われる。

また、董事・高級管理職の職務遂行が他人に与えた損害については、董事・高級管理職による賠償責任負担の形式が変更された。第一次草案では、董事又は高級管理職に故意又は重過失があるとき、会社と連帯して責任を負うとしていた。それに対し、第二次審議稿第 190 条は、「董事又は高級管理職が職務を遂行し、それにより他人に損害をもたらした場合においては、会社が賠償責任を負い、董事又は高級管理職は、故意又は重過失があるとき、賠償責任を負う」と定め、具体的な責任負担の形式を明確にしておらず、裁判所等によるケースバイケースでの判断に委ねていると解される。

さらに、近年の企業統制の実務に対応し、第二次審議稿第 192 条は、董事の賠償責任保険加入に関する規定も定めている。

V 会社登記制度の整備

現行の会社法には、会社登記の詳細に関する定めがない一方、第二次審議稿は、「会社登記」という章を新たに設け、登記申請文書、会社登記事項のほか、企業情報公示システムを通じて公示すべき内容などを法律として定めるものとしている。第一次草案においては、企業情報公示システムを通じて公示すべき内容の1つとして会社定款が含められていたが、第二次審議稿はこれを除外した。この公示システム以外にも、デジタル化時代の要請に応じる内容として、紙面による文書と同等の法的効力を有する電子営業許可証の発行を認めることが、第二次審議稿第33条第3項に定められた。

また、第二次審議稿は第一次草案と同じく、「会社の解散・清算」の章に、これまで実務で試行されてきた簡易抹消制度を法律化する規定を定めた。これにより、存続期間に債務を負ったことがなく、又は全債務を完済した会社については、企業情報公示システムにおいて公告に付し、異議申立てを受けることなく20日を経過したことを条件として簡易抹消登記を行えることを明確化した(第236条)。

さらに、会社の抹消登記を円滑化した。いわゆる「ゾンビ企業(競争力を失い、市場から退出すべきなのに、そのまま残存している企業)」問題を解決するため、第二次審議稿第237条では、営業許可証の取消し、閉鎖命令などを受けた会社については、3年を経ても清算が完了しない場合、公告に付して異議がなければ、会社登記機関においてその抹消登記を行うことができるとした。また、その場合でも当該会社の株主や清算義務者の責任は減免されない旨を定めた。

VI 持分譲渡要件の緩和

株主以外への持分譲渡については、現行会社法第71条第2項・第3項の下、他の株主の過半数による同意がその要件とされている。その譲渡を行おうとする株主は他の株主に通知書を発して同意を求めなければならないが、他の株主が通知書の受領日から30日を経過しても回答しなければ、譲渡に同意したものとみなされる。また、他の株主の半数以上が譲渡に同意しない場合には、これらの不同意株主が当該持分を買い取る義務を負い、この義務を履行しないときも譲渡に同意したものとみなされる。一方、持分の譲渡に同意する株主においては、同等の条件での優先買取権を有するものとされている。

この点において、第二次審議稿第84条第2項は、「他の株主による同意」を要件とせず、株主が株主以外の者に持分を譲渡する際には、「書面により他の株主への通知を行い、他の株主は同等の条件でそれを優先的に買い取る権利を有する。株主が通知書の受領日から30日以内に回答しないときは、優先買取権を放棄したものとみなす」と定めた。このような持分譲渡手続の簡略化により、第三者への持分譲渡のため他の株主に行う通知は1回で足りると考えられ、手続が迅速に進むものと期待される。

VII 欠損補填減資の導入

会社の減資を行うには、現行会社法の下、債権者への通知・公告、債権者からの支払請求や担保提供請求への対応など、相応の手続を経なければならない。現行会社法に定めるこの通常の減資以外のものとして、第二次審議稿第221条は、第一次草案と同じく「欠損補填の減資」についても定め、準備金による欠損補填後もなお欠損が残る場合には、債権者への通知なく公告のみにより減資を行えるものとした。しかし、この減資において、株主は資金の払戻しを受けることができず、また、もともとの出資義務も免除されない。

「無償減資」ないし「形式減資」といわれるこのような欠損補填の減資において、債権者への通

知が不要とされる理由は、その実行にあたり株主に資金が払い戻されることも、会社の純資産の減少が生ずることもなく、債権者の利益に悪影響が及ばないためである。また、「株主の出資義務の不免除」について第二次審議稿はその詳細を定めていないが、株主の出資義務の内容（出資額、期限など）が減資の前後で変わらないことを意味するものと解される。

Ⅷ おわりに

第二次審議稿による改正は、本稿において論じた以上の諸点にとどまらず、極めて多岐にわたる。今後、これに寄せられた意見も踏まえ、慎重に改正作業が進められていくものと思われる。これまでもすでに2回の審議が行われていることから、2023年中にも第3回の審議を経て、正式な改正会社法が公布されると見込まれている。

2020年の外商投資法の施行に伴い、外商投資企業の組織機関等にも、内資企業と同じく会社法が適用されることとなり、その移行期間も2024年12月31日に満了する。この時期的な観点からも、今後、会社法の全面的な適用を受ける日系企業においては、会社法改正に関する動向を注視することが特に重要となる。改正会社法の新たな内容を見据え、会社の出資状況の検査や、社内の各部署の権限調整などを今から進めておくことが望まれる。

(執筆者連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

※2015年6月、北京市金杜法律事務所コンプライアンスチーム編著の『中国商業賄賂規制コンプライアンスの実務』を商事法務より出版。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心弁公楼東楼18階

Tel: 86-10-5878-5091 (事務所) 86-13911481122 (携帯)

Fax: 86-10-5661-2666

Mail: liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所:

北京・成都・広州・杭州・香港・済南・南京・青島・三亜・上海・深圳・蘇州・海口・重慶・

珠海・ブリスベン・キャンベラ・メルボルン・パース・シドニー・ドバイ・東京・シンガポール・

ブリュッセル・フランクフルト・ロンドン・マドリッド・ミラノ・ニューヨーク・シリコンバレー



日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では3月中旬から4月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。

[政策]

【社会保険】
○「人力資源社会保障部、財政部、国家税務総局による失業保険、工傷保険の段階的料率引き下げの関連事項に関する通知」(人社部発[2023]19号、2023年3月29日発布・実施)
<p>社会保険のうち、失業保険と工傷保険(日本の労災保険に相当)の料率引き下げについての通知。両保険の料率引き下げは2016年5月1日から2019年4月30日まで実施されたが、新たに2023年5月1日から2024年末まで実施するもの。</p> <p>■主な内容は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・失業保険の料率を1%まで段階的に引き下げる政策を2024年末まで実施する(注:失業保険の料率は雇用主と従業員の合計)。 ・工傷保険の料率については、工傷保険基金の剰余金の支払い可能月数が18~23カ月の地区では現行の料率を20%引き下げ、24カ月以上の地区では50%引き下げる(注:工傷保険の料率は職種別に0.5~2%程度で、雇用主のみが負担する)。 <p>■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5186021/content.html</p>

[規則]

【税】
○「研究開発費の税引前加算控除政策のさらなる改善に関する公告」(財政部・国家税務総局公告2023年第7号、2023年3月27日公布、同年1月1日施行)
<p>研究開発費の控除に関する企業所得税の優遇措置。</p> <p>■2023年1月1日から、無形資産を形成せずに当期損益に算入した場合は実際に発生した費用の100%の追加控除、無形資産を形成した場合は償却費の200%の追加控除を認める。以前は製造業の企業(2021年1月1日~)と“高技術企業”(ハイテク企業)(2022年10月1日~同年12月31日)に対して適用されていたが、これを全ての企業に拡大したもの。</p> <p>■原文は財政部の下記サイトをご参照。 http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202303/t20230327_3874849.htm</p>

○「小規模・薄利企業及び個人事業主に対する所得税優遇政策に関する公告」(財政部・国家税務総局公告 2023 年第 6 号、2023 年 3 月 27 日公布、同年 1 月 1 日～2024 年 12 月 31 日実施)

小規模・薄利企業及び個人事業主に対する企業所得税の優遇措置。

■優遇の適用対象は、以下の通り。

- ・年間の課税所得額が 100 万元以下の部分について、25%を課税所得額とし、20%の税率で企業所得税を納付する(注：これとは別に、2022 年 1 月 1 日から年間の課税所得額が 100 万元超から 300 万元以下の部分について同じ扱いとされている。この実施期限も 2024 年 12 月 31 日まで)。

- ・なお、小規模・薄利企業とは、国家が制限・禁止していない業種に従事し、年間の課税所得額が 300 万元以下、従業員数が 300 人以下、資産総額が 5,000 万元以下の 3 つの条件を同時に満たす企業とされている。

■原文は財政部の下記サイトをご参照。

http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202303/t20230327_3874806.htm

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



主要経済指標

主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行
トランザクションバンキング部

項目	単位	2021年				2022年				2023年		
		1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1月	2月	3月
国内総生産(GDP)	前年 同期比%	18.3	12.7	9.8	8.4	4.8	2.5	3.0	3.0	(1-3月) 4.5		
固定資産投資*	前年 同期比%	25.6	12.6	7.3	4.9	9.3	6.1	5.9	5.1	-	5.5	5.1
第一次産業	前年 同期比%	45.9	21.3	14.0	9.1	6.8	4.0	1.6	0.2	-	1.5	0.5
第二次産業	前年 同期比%	27.8	16.3	12.2	11.3	16.1	10.9	11.0	10.3	-	10.1	8.7
第三次産業	前年 同期比%	24.1	10.7	5.0	2.1	6.4	4.0	3.9	3.0	-	3.8	3.6
工業生産 (付加価値ベース)**	前年 同月比%	24.5	15.9	11.8	9.6	6.5	3.4	3.9	3.6	-	2.4	3.9
社会消費財 小売総額***	前年 同月比%	33.9	23.0	16.4	12.5	3.3	▲ 0.7	0.7	▲ 0.2	-	3.5	10.6
消費者物価上昇率 (CPI)	前年 同月比%	0.0	0.5	0.6	0.9	1.1	1.7	2.0	2.0	2.1	1.0	0.7
工業生産者 出荷価格 (PPI)	前年 同月比%	2.1	6.7	5.1	8.1	8.7	7.7	5.9	4.1	▲ 0.8	▲ 1.4	▲ 2.5
輸出***	億ドル	7,099.8	15,183.6	24,008.2	33,639.4	8,209.2	17,322.8	26,985.9	35,936.0	-	5,063.0	3,155.9
前年 同月比%		49.0	38.6	33.0	29.9	15.8	14.2	12.5	7.0	-	▲ 6.8	14.8
輸入***	億ドル	5,936.2	12,668.4	19,732.9	26,875.3	6,579.8	13,468.4	20,534.4	27,160.0	-	3,894.2	2,274.0
前年 同月比%		28.0	36.0	32.6	30.1	9.6	5.7	4.1	1.1	-	▲ 10.2	▲ 1.4
貿易収支***	億ドル	1,163.5	2,515.2	4,275.4	6,764.3	1,629.4	3,854.4	6,451.5	8,776.0	-	1,168.9	881.9
対内直接投資 (実行ベース)(注)	億ドル	448.6	909.6	1,292.6	1,734.8	590.9	1,107.9	1,536.9	1,873.6	174.2	208.2	-
前年 同期比%		43.8	33.9	25.2	20.2	31.7	21.8	18.9	8.0	10.0	▲ 5.5	-
外貨準備高	億ドル	31,700	32,140	32,006	32,502	31,880	30,713	30,290	31,277	31,845	31,332	31,839
都市部調査失業率	%	5.4	5.2	5.2	5.1	5.5	5.7	5.9	5.6	5.5	5.6	5.3
国内自動車 販売台数	万台	648.4	1,289.1	1,862.3	2,627.5	650.9	1,205.7	1,947.0	2,686.4	164.9	197.6	245.1
前年 同月比%		75.6	25.6	8.7	3.8	0.2	▲ 6.6	4.4	2.1	▲ 35.0	13.5	9.7
購買担当者指数 (PMI)	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	50.1	52.6	51.9
非製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54.4	56.3	58.2

* : 年初からの累計ベース。

** : 2月は1-2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

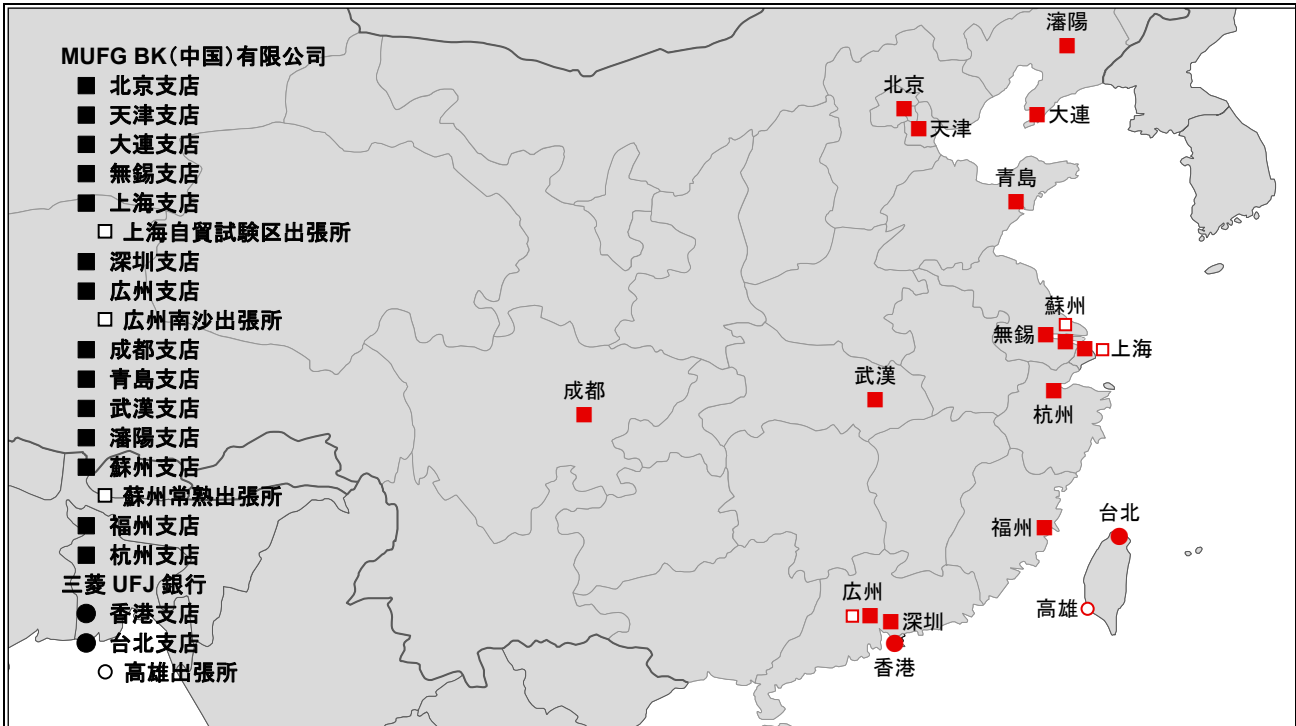
*** : 2月は1-2月の累計ベース。

(注) 銀行、証券、保険といった金融業のデータを含まない。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部作成。



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天津支店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大連支店	大連市西崗区中山路147号 申賢大廈11階	86-411-8360-6000
無錫支店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上海支店 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15階 江蘇省常熟市常熟高新技术産業開発区東南大道333号科創大廈12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭州支店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香港支店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
台北支店 高雄出張所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京：050-3612-0891（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0650（代表）

発行：三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2023 年 5 月 17 日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。